

恵那市木造住宅耐震診断事業の概要

1. 事業の目的

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、木造住宅の所有者に対して耐震対策を支援するもので、市が無料で「木造住宅耐震相談士」を派遣し、耐震診断をおこなう事業です。

2. 対象となる住宅

恵那市内の次の要件を満たす住宅が、対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅であること
- ② 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されていること
- ③ 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的工法による建物であること
- ④ 賃貸住宅（借家等）の場合は、耐震診断について居住者の承諾を得ているもの

（注1）昭和56年6月以降に増築した部分がある場合は、無料耐震診断の対象とならない場合があります。くわしくは都市住宅課までお問い合わせください。

（注2）耐震診断の際に相談士の方が家の中に入り、部屋の間取りや床下、屋根裏の状況を確認します。あらかじめ家族の了解を得てください。

3. 無料診断を受けられる方

原則として対象となる住宅の所有者である方

※特別な理由により所有者が申請することができない場合は、所有者との関係がわかる書類等が必要になります。

4. 無料木造住宅耐震診断とは

耐震診断の申込みをされ、実施決定された方の住宅の耐震診断を行うために、市が「木造住宅耐震相談士」を派遣し、「木造住宅の耐震診断と補強方法（木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版））」に基づいて実施する一般診断法による耐震診断をいいます。

診断後には、「耐震診断結果報告書」及び「概算補強工事費等補強計画に関する情報」が申込者に提出されます。

※「木造住宅耐震相談士」とは、岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日岐阜県施行）に基づき、県が主催又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士のことです。